

介護予防・日常生活支援総合事業費算定の届出に係る留意事項

長岡京市高齢介護課

- 令和6年度介護報酬改定において変更または追加された体制や加算等について、新たに加算等を算定しない場合においても届出（加算届）が必要となる可能性があります。
- 「高齢者虐待防止措置の実施の有無」、「業務継続計画策定の有無」は、届出がない場合、自動的に「減算型」となりますのでご注意ください。
- 4月の報酬算定に係る**届出の提出期限は4月15日（月）**です。

[要件が新設又は変更となる加算等]

	サービス種別	体制等の名称	取扱い
1	介護予防訪問介護相当サービス 介護予防通所介護相当サービス	新設 高齢者虐待防止措置実施の有無	新たな届出がない場合は 「1：減算型」とみなす
2	介護予防訪問介護相当サービス	新設 同一建物減算（同一敷地内建物等に 居住する者への提供）	新たな届出がない場合は 「1：非該当」とみなす
3	介護予防訪問介護相当サービス	新設 同一建物減算（同一敷地内建物等に 居住する者への提供割合90%以上）	新たな届出がない場合は 「1：非該当とみなす」
4	介護予防訪問介護相当サービス	新設 口腔連携強化加算	新たな届出がない場合は 「1：なし」とみなす
5	介護予防通所介護相当サービス	新設 業務継続計画策定の有無	新たな届出がない場合は 「1：減算型」とみなす
6	介護予防通所介護相当サービス	廃止 運動器機能向上体制	※届出不要
7	介護予防通所介護相当サービス	名称変更 一体的サービス提供加算 （旧名称：選択的サービス複数実施 加算）	※要件の見直しを踏ま え、新しい要件に即して 届け出を行うこと。
8	介護予防通所介護相当サービス	廃止 事業所評価加算〔申出〕の有無	※届出不要
9	介護予防訪問介護相当サービス 介護予防通所介護相当サービス	名称変更 介護職員等処遇改善加算 （旧名称：介護職員処遇改善加算） ※令和6年6月	新たな届出がない場合は 「1：なし」とみなす。 ※要件の見直しを踏ま え、新しい要件に即して 届け出を行うこと。
10	介護予防訪問介護相当サービス 介護予防通所介護相当サービス	廃止 介護職員等特定処遇改善加算、 介護職員等ベースアップ等支援加算 ※令和6年6月	※届出不要